

容量市場に関する Q&A (2020 年 3 月 4 日更新版)

No	区分	Q	A
1	全般	容量市場を導入した場合の中長期的なメリットとは。	容量市場を導入した場合の中長期的なメリットは、電源投資に関する一定の投資回収の予見性を高め、予め必要な供給力を確実に確保することによる、再エネ大量導入に対して必要な調整力の確保、電力レジリエンスの強化、卸電力市場価格の高騰防止、安定化効果となります。
2	全般	電源入札の制度があるので容量市場は不要ではないか。	容量市場は、中長期的な電源投資に関する一定の投資回収の予見性を高め、予め必要な供給力を確実に確保するための仕組みであり、電源入札は、容量市場導入後も最終的に供給力が不足すると見込まれる場合に備えたセーフティネットであるので、どちらも必要です。
3	全般	容量市場導入後の供給計画の扱いは。	容量市場導入後には、電気事業者（小売電気事業者・発電事業者・一般送配電事業者）ごとに求められる計画内容や、確認すべき事項が異なってくるものと思われることから、将来の供給計画の在り方として、より効率的・効果的な仕組みへ変えていくために変更の検討を進めてまいります。
4	全般	容量市場へ参加した場合でも、需給調整市場や卸電力市場に参加できるのか。	容量市場へ参加した場合でも、需給調整市場および卸電力市場への参加は可能です。なお、各市場への参加にあたっては、それぞれの市場が求める要件について十分ご確認ください。（例：容量市場で落札している発動指令電源が需給調整市場に参加する場合、等）
5	全般	調整力公募の電源 I' は、今後、容量市場で調達することとなるのか。	現在の電源 I' は調整力公募にて一般送配電事業者が調達していますが、2024 年度以降は、必要供給力の全量を容量市場で調達することになります。
6	全般	容量市場での落札有無に係わらず他市場に参加可能か。	容量市場への応札有無や落札結果に関係なく、需給調整市場や卸電力市場等へ参加することが可能です。
7	全般	4 年後の供給力 (kW) を扱うこととした根拠は。	電源を新設するためにはある程度リードタイムが必要であり、また発電事業者の予見性確保の観点から4年と設定いたしました。諸外国でも3～4年程度で設定されております。
8	全般	既存の相対契約はこのまま継続しておいてよいのか	既存の相対契約については、継続しても問題ありません。ただし、契約内容によって見直しが必要な場合があると考えられます。 容量市場の導入に伴う具体的な相対契約の見直しについては、「電力・ガス基本政策小委員会 第 30 回制度検討作業部会」にて議論された、「容量市場に関する既存契約見直し指針」の内容をご参照ください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/030.html
9	全般	容量市場で落札した電源が、実需給年度に発電した電気 (kWh) を相対契約先に販売することは可能か。	相対契約先への販売は可能です。
10	全般	オークションの応札に手数料等は必要となるのか。	オークションの参加登録や応札時に手数料は不要です。なお、参加登録にあたりクライアント証明書の取得が必要となる場合には、取得に費用がかかります。詳しくは、三菱電機インフォメーションネットワーク(株)のHPをご確認ください。 http://www.eppcert.jp/occto/occto.html
11	参加登録	新設電源の場合、建設遅延や系統アクセスの制約によって実需給年度の4月時点で運転開始することができないこともあるが、容量市場に参加することはできるのか。	実需給年度の 4 月時点で運転開始しない電源であっても参加可能です。ただし、4 月以降運転開始するまでの日数は「ペナルティ対象となる停止日数」として扱いますので、運転開始時期を踏まえ容量市場への応札を判断いただきます。
12	参加登録	「安定的に発電できる」とはどういう電源を指すのか。	安定的に供給力を提供できる電源とは、季節(外気温等)による変動および附帯設備負荷の変動以外に送電端出力の変動要素が無い等の電源を指します。
13	参加登録	1,000kW 以上の自家発の参加方法は。	自家発については、「逆潮流分」（需要家の受電点から系統に流入している電力）について電源と同様に扱います。逆潮流分が安定的に供給力を提供できる自家発は、自家発の出力全体ではなく、逆潮流分のみ安定電源として参加いただくこととなります。逆潮流分が安定的に供給力を提供できない自家発は、安定電源としては参加できません。ただし、当該需要家の自家発をアグリゲートリソースの一部として利用し、発動指令電源として参加していただくことは可能です。
14	参加登録	「自家消費にのみ供される電源」は容量市場の対象外となっているが、DR を自家発で対応する場合、発動指令電源の対象になるのではないか。	「自家消費にのみ供される電源」は「電源として」は参加対象外ですが、「需要家として」自家発を需要抑制リソースとした発動指令電源として応札することができます。

No	区分	Q	A
15	参加登録	ネガワットとポジワットをアグリゲートして入札することは可能か。 ※ネガワット：需要の抑制（節電等）により余剰となった電力 ポジワット：発電により生じる現物の電力	ネガワットとポジワットをアグリゲートした上で、発動指令電源として参加することは可能です。
16	参加登録	ごみ処理施設のバイオマス混焼設備における FIT 買取対象外の非バイオマス燃料による発電分について、「FIT 買取上限(kW)を設定し、FIT 買取上限の範囲外で容量市場応札」する場合、構造上バイオマス比率の厳密な管理が困難であるが、FIT 買取上限はどのように設定すればよいか。	経済産業省の「電力・ガス基本政策小委員会 第30回制度検討作業部会」において、事業者ごとに下記いずれかの方式を選択できることと整理されております。 ・FIT制度において月単位での買取上限の設定を行う旨申請した上で、バイオマス発電部分については買取上限の範囲内でFIT制度からの支払いを受け、非バイオマス発電部分(FIT買取上限の範囲外)については容量市場からの支払いを受ける ・買取上限の設定を行わず、実績のバイオマス発電量に応じてFIT制度に基づく支払いを受けるが、容量市場へは参加をしない https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/030_04_03.pdf
17	参加登録	バイオマスと石炭を混焼している発電設備が、実需給年度前にバイオマス比率をゼロに変更する事を前提に応札する場合、実需給年度の直前まで FIT 制度による買取をうけることは可能か。	実需給年度開始時点でバイオマス比率がゼロとなっていれば問題ありません。この場合、実需給年度に先立ってFIT制度上の変更認定申請を行い、認定通知書の写しを本機関に提出いただきます。
18	参加登録	電力の小売供給契約の「代理店」、「取次ぎ」又は「媒介」者も、容量市場に応札可能か。	電力の小売供給契約の「代理店」、「取次ぎ」又は「媒介」者でも、容量市場に参加いただく場合には、電気供給事業者である必要があります。小売供給契約の「代理店」、「取次ぎ」又は「媒介」であっても、小売電気事業者その他電気供給事業者に該当しない場合は容量市場に応札することはできません。
19	参加登録	「容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類」には何が記載されていけばよいのか。	「容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類」については以下の点について確認します。 ・電源等の所有者が容量オークションに係る取次に合意していること ・取次を行う電源が特定できること ・容量オークションの対象実需給年度
20	参加登録	調整機能については、需給調整市場の商品区分毎の要件とあるが、需給調整市場で要件が確定した商品区分は3次調整力②だけと認識しているが、その他の商品区分の要件とは今後決定された時点で調整機能を登録するという理解で良いか。	需給調整市場における商品要件が見直しされたことに伴い、調整機能「有」と判断された場合、その時点で余力活用に関する契約を締結していただければ結構です。
21	参加登録	変動電源（アグリゲート）の小規模電源リストについて、太陽光の場合はユニット単位（PCU単位）で記載する必要があるのか。	ユニット単位（PCU単位）での記載も可能としておりますが、発電所単位で記載いただいて構いません。なお、ユニット単位で登録する場合の各項目の記載方法については、リスト内の記載例を参考にしてください。
22	参加登録	発動指令電源の電源等リストの登録が実需給年度の2年前なのはなぜか。	発動指令電源については、4年前に実施するメインオークションの時点で提供出来る供給力を確定することが難しいため、4年前についてはビジネスプランに基づく申告値で応札し、約定した場合には申告値に基づく容量で容量確保契約を締結していただきます。その上で、その実効性を実需給年度の2年前の実効性テストで確認いたします。この実効性テストの際に、電源等リストの登録が必要となります。
23	参加登録	「発動指令電源のビジネスプラン申請書（様式3）」は何を確認するために求めているのか。	登録された期待容量が確実に供給できることを確認するために提出頂くものです。
24	参加登録	参加登録の登録受付期間内であれば、登録情報の変更が可能か。	登録受付期間内においては各種情報の変更申請が可能です。なお、変更にあたっては審査が行われます。
25	参加登録	参加登録の手続きに不備があった場合や、間に合わない場合の扱いはどうなるのか。	不備があった場合は本機関よりその旨通知し、不備を修正し再申込することが可能です。なお、所定の期限を過ぎた場合は再申込ができませんので、早めの手続きをお願いします。
26	参加登録	提出書類をPDF形式でアップロードする際、複数の書類を一つのファイルにてアップロードしてよいか。	複数の書類を1ファイルにてアップロードいただいて構いません。ただし、1ファイルあたりのサイズは4MB未満となるようにご対応ください。
27	参加登録	変動電源（アグリゲート）の提出書類について、大量のファイルを全てアップロードする必要があるのか。	意見募集の結果を踏まえて、変動電源（アグリゲート）の提出書類についてはCD-R等の電磁的記録媒体に保存の上、本機関に送付いただくこととしました。ファイルのアップロードは不要です。

No	区分	Q	A
28	参加登録	発電ユニット単位で系統コードがあれば、ユニット毎で応札できるのか。	当該系統コードが「属地一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく計量器等が取り付けられた受電または供給地点」に付番されている場合は当該地点毎（ユニット毎）に応札可能です。当該地点の託送上の扱いについては必要に応じて属地一般送配電事業者にご確認ください。
29	需要曲線	需要曲線を斜めに設定すると、目標調達量以上に調達するのではないのか。	約定価格と調達量のボラティリティを抑制させることや、約定価格が安価な場合において供給信頼度を向上させることができるメリットを踏まえて、需要曲線の形状を斜めに設定しております。
30	オークション	シングルプライスオークションとした理由は。	kW価格に指標性を与え、容量市場の目的である発電投資の予見性を確保するためにも、シングルプライスオークションの採用が望ましいと考えられます。また、シングルプライスオークション方式においては落札した電源すべてが約定価格を受け取るため、市場支配的な事業者が高値入札により価格吊上げを行った場合でも、市場に参加している他事業者も同様に利することになり、価格吊上げのディスインセンティブになることが考えられます。
31	オークション	オークションにおいて目標調達量を満たさない場合の扱いは。	目標調達量に満たない場合でも、通常通り約定処理が行われます。なお、実需給年度に供給力が不足すると判断される場合は、追加オークション（調達オークション）や特別オークションの実施要否を検討します。
32	オークション	応札価格に上限はあるか。	<p>応札価格に上限はありませんが、需要曲線における上限価格（下記参照）を超える価格で応札した場合は約定処理の対象外となります。</p>
33	オークション	電源等の参加登録区分（安定電源、変動電源、発動指令電源）によって約定価格は異なるか。	参加登録区分に関わらず同一価格となります。
34	オークション	入札価格の妥当性評価は行うのか。	<p>入札後に落札電源のうち入札価格上位電源と約定価格以上で入札を行った電源については、入札価格の妥当性について説明が求められます。なお、市場分断が発生した場合には、分断したエリア内で、落札電源のうち入札価格上位電源と約定価格以上で入札を行った電源については、入札価格の妥当性について説明が求められます。詳細は、「電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第制度検討作業部会の第二次中間とりまとめ」をご参照ください。</p> <p>https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20190724_01.pdf</p>
35	オークション	参加登録を行い、応札に参加しないことは可能か。	可能です。
36	容量確保契約	契約期間を複数年とすることはしないのか。	想定需要の変化に対応するためなど、まずは契約期間を1年として制度を開始し、約定価格の値動きや各事業者の行動やニーズ等を把握した上で、必要に応じて、将来的に複数年オプションの導入について検討することとしております。
37	容量確保契約	他社の電源を取次し、容量市場に参加する場合の容量確保契約を締結する事業者は誰になるのか。	容量確保契約の締結者は、電源の所有者の合意を得て事業者情報に登録された事業者となります。
38	容量確保契約	約定価格の想定値はあるか。	約定価格はオークションによって決定するため、オークション前に見直しをお示しすることはできません。

No	区分	Q	A
39	実効性テスト	実効性テストは1年前にすることはできないか。	実効性テストの結果により決定する発動指令電源の期待容量を踏まえて追加オークションの実施判断をすることから、実効性テストを1年前に実施することはできません。追加オークションの実施時期は、ベースロード電源市場との関係から実需給前年度の5～6月を予定しているため、実需給年度2年前の夏季や冬季に実施することを予定しております。
40	電源等差替	容量市場で落札した電源等について、その後の情勢変化等で維持が困難になった場合、電源等差替は可能か。	以下の場合、電源等差替を認めることと整理しております。 ・差替元電源が稼働不可能となり、当該電源で供給力を提供することが困難な場合 ・差替元電源が稼働可能だが、差し替えにより、経済的に供給力を提供できる場合 詳細は、「第12回容量市場の在り方等に関する検討会 資料3」をご参照ください。 http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2018/files/youryou_kentoukai_12_03.pdf
41	電源等差替	電源等差替は同一法人内のみ認められるのか。	別法人でも可能です。
42	リクワイアメント ・アセスメント ・ペナルティ	昼間帯(8:00-22:00)では1,000kWを供給力を提供しているが、夜間帯(22:00-8:00)では0kWとする運用をしている安定電源の場合、容量停止計画の考え方はどうなるのか。	停止している夜間帯が作業の実施等に伴うものであれば、容量停止計画を提出して頂き、リクワイアメント未達成コマとしてカウント致しますが、需給上の理由によるバランス停止であれば、容量停止計画の対象外になるためカウントはしません。
43	リクワイアメント ・アセスメント ・ペナルティ	発動指令電源に対して発動指令が出される日および時間は限定されているか。	「第23回容量市場の在り方等に関する検討会」での議論を踏まえ、発動指令の設定時間は平日の9時～20時と整理されております。 (第23回容量市場の在り方等に関する検討会 資料3) https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2019/files/youryou_kentoukai_23_03.pdf
44	リクワイアメント ・アセスメント ・ペナルティ	容量確保契約後に発電所を他事業者へ譲渡する場合、ペナルティは課されるのか。	発電所の譲渡に伴って課されるペナルティはありませんが、その発電所に係る容量確保契約に基づく経済的ペナルティが発生している場合は、譲渡に伴い当該ペナルティの債務も移転します。
45	リクワイアメント ・アセスメント ・ペナルティ	経済的ペナルティを支払わなかった場合、事業者名称の公表はされるのか。	業務規程第32条の41、第179条に基づき、本機関は当該対象事業者の名称を公表できることとしております。
46	経過措置	経過措置の背景と、経過措置係数が2024年度に42%となっている根拠は何か。	経過措置は、小売電気事業者の事業環境の激変緩和を図るため、一定の年限を区切って、既設電源(経過措置対象電源)に対して支払い額の減額措置を講じるものです。制度検討において、経過措置起算時点(2010年度末)以前に建設された全ての電源の控除率を70%とし、2020年度以降に段階的に減少、2030年度には経過措置を終了させていくと整理されたことから、2024年度の控除率は42%となります。
47	経過措置	2010年度末以前に営業運転開始した電源が経過措置対象となるという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
48	経過措置	主要な電気設備をすべて更新し、本機関が認めたときは経過措置対象外とする場合があるとのことだが、主要な電気設備とは具体的に何を指すのか。また、経過措置対象外とするには、設備更新に関する資料提出が求められているが、いつまでに提出すればよいか。	主要な電気設備とは、例えば、火力発電の場合は「ボイラ」「タービン」「発電機」、水力発電の場合は「水車」「発電機」と考えております。提出期限は、結果公表との兼ね合い、電源等情報の登録期間中と考えております。
49	容量拠出金	容量拠出金の見直しは。	容量拠出金の金額は、オークションの結果を踏まえて決定されるため、オークション以前に見直しをお示しすることはできません。
50	容量拠出金	相対契約分は容量拠出金から減額できないか。	相対契約の締結の有無とは関係なく、容量拠出金をお支払いいただきます。
51	容量拠出金	小売電気事業者が、経過措置の対象電源と相対契約を行った場合、容量拠出金の負担額は変わるのか。	小売電気事業者の容量拠出金の算定において相対契約の有無は関係ありません。したがって、経過措置の対象電源と相対契約を締結していても、容量拠出金の額は変わりません。
52	容量拠出金	2023年までは小売電気事業者は容量拠出金等の支払は不要か。	実需給期間より前の期間においては、小売電気事業者は容量拠出金等の支払は必要ありません。
53	容量拠出金	小売電気事業を廃止した場合の容量拠出金の負担は。	小売電気事業を廃止した場合、廃止時点までの容量拠出金が請求され、廃止時点以降の期間について容量拠出金が請求されることはありません。

No	区分	Q	A
54	容量 拠出金	一般送配電事業者の負担割合はなぜ6%となっているのか。	一般送配電事業者の調整力コストとして託送原価に織込まれているのが、当該エリア最大需要の6%相当となっているためです。
55	容量 拠出金	小売電気事業者が容量拠出金を滞納した場合は、指導等を受けるのか。	小売電気事業者が容量拠出金を滞納した場合、不適切な行為として指導等が課されます。(定款第12条、第57条および業務規程第179条) 国の審議会においても、広域機関の定款または業務規程に基づき、広域機関による当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁等を行うこととする。それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討されることになる、と示しています。
56	情報公表・ フォローアップ	オークション結果はどのような項目が公表されるのか。	約定価格、約定総量(落札された電源等の容量の合計)等の公表を予定しています。
57	情報公表・ フォローアップ	既存の相対契約の見直しにあたり、落札された電源等の名称は公表されるか。	各事業者の経営情報となるため、落札された個別の電源名を広く一般に公表することは考えておりませんが、相対契約の協議に用いるために符号化等を行いながら関係者間で確認できる仕組みを予定しています。
58	情報公表・ フォローアップ	容量市場の実需給年度終了後に、市場結果の評価は行うのか。	容量市場が機能的な結果を出しているか、毎年検証していきます。
59	システム	容量市場システムを使用するにあたり、利用料は必要となるのか。	利用料は不要です。なお、容量市場システムの利用にあたりクライアント証明書の取得が必要となる場合には、取得に費用がかかります。詳しくは、三菱電機インフォメーションネットワーク(株)のHPをご確認ください。 http://www.eppcert.jp/occto/occto.html
60	システム	容量市場システムの利用に際し、事業者側でのシステム開発は別途必要か。	事業者様でのシステム開発は不要です。(事業者様にてニーズがある場合は別途ご検討ください)
61	システム	容量市場システムの利用あたりの推奨環境は。	OSとブラウザの推奨環境は以下のとおりとなります。推奨環境以外の動作は保証しておりません。 【OSとブラウザ】 ・Windows8.1(64bit版)…Microsoft InternetExplorer11 ・Windows10(64bit版)…Microsoft InternetExplorer11、Microsoft Edge、Google Chromeのいずれか 【画面解像度】 ・1366×768以上
62	システム	容量市場システムの接続先 URL は何になるのか。	接続先URLは以下となっております。 https://was.capacity-market.occto.or.jp/
63	システム	容量市場システムから発信されるメールのメールアドレスは何になるのか。	事業者情報、電源等情報の申込時・承認時に、容量市場システムの以下のメールアドレスから事業者情報登録時にご登録いただいたメールアドレスにメールを送付いたしますので、受信設定などについて適宜ご確認ください。 メールアドレス： support@capacity-market.occto.or.jp